

令和2年度 予算編成方針

令和元年 10月 小海町

1. 国、県の経済状況と予算編成の動向

内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としている。

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「新経済・財政再生計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指し、誰でもが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世帯型社会保障を実現するとした。また、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、臨時・特別の措置を含む令和元年度予算を着実に執行し、引上げが経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、経済財政運営に万全を期し、さらに令和元年度台風19号などの相次ぐ自然災害による被災者への生活支援及び災害地に復旧・復興を迅速に進めるとした。

長野県経済は、「緩やかに回復しているが、一部には弱さもみられる」としている。

なお、長野県において今後発表される予定の「令和2年度当初予算編成方針」等についても留意する必要がある。

2. 小海町の財政状況

歳入面では、平成30年度決算で、地方交付税（臨財債含む）が42.7%、町税が14.0%、国・県支出金が7.6%となっている。

総務省は、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、今後策定される予定の新たな「まち・ひと・しごと創生創業戦略」の下、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、昨年度より4,395億円増の16兆8,207億円を要求した。地方交付税の動向が町財政に大きく影響しており、不足分については起債や基金繰入への依存が高まる。

歳出面では、大きな事業として、橋梁長寿命化改修事業、スケートセンター施設改修事業などを予定している。

経常収支比率については、普通交付税の減額で、前年度80.6%から1.2ポイント上昇し81.8%となり、財政健全化判断比率については、前年度に比べ改善した。

今後も厳しい財政状況が続くと予想されるなか、「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「第6次小海町長期振興計画（前期計画）」を密接に連携させ施策を展開していくことが重要となっている。

3. 予算編成の基本方針

(1) 町民のニーズ・視点に立ち「選択と集中」により真に必要な事業を重点的に実施する。

町民・地域の要望を的確に把握し、町民の視点に立った施策を作成し、町民・地域の生活・福祉の向上に向け真に必要な施策(事業)をより積極的に予算化する。

「第6次長期振興計画（前期計画）」ローリングにおいて、令和2年度計画に記載のない事業については予算要求を認めない。

(2) 行財政のスリム化と経費の節減等により安定した財政を目指す。

すべての事務・事業について、課内で費用対効果を検証し、経費の徹底した節減、既に

初期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、徹底した見直しを図ること。

- (3) 「第6次長期振興計画（前期計画）」、「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「過疎地域自立促進計画」を基本に着実にかつ効率的な実施を目指す。

計画に沿い予算を編成し、「最小の経費で最大の効果」を挙げるよう努める。特に新規事業については、費用対効果、必要度、重要度、他事業との比較検討など十二分に調査・研究する。事業計画時は、国・県補助制度など調査・研究し、財源確保に積極的に努める。

- (4) 住民負担の公平性に努める。

受益者が限定される事業は、応分の受益者負担を原則として制度化し、個人給付事業は、事業化や現物給付への移行などを検討すると共に、町民の平等意識を重視し慎重な対応で臨む。

- (5) 事業によっては、農業協同組合・森林組合・商工会・社会福祉協議会等関係団体と十分に協議し予算計上すること。

- (6) 予算査定の実施

各事業予算については、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。予算要求書により各課・係とのヒアリングを実施し、事業毎にその必要性、費用対効果、町民の要望度、他事業との比較検討結果などについて協議する。これにより事業毎の査定を行い、さらに必要な場合は総額査定も有り得る。

また、補正予算の財源確保に努めるが、原則として制度改正など必要最小限のものに限定する。なお、十分な留保財源が見込めないなかでは、補正についても査定を実施する。

- (7) 前項（1）から（6）を基本としつつ、町長の公約、議会答弁、各区への回答などその内容・事項を確実に調査・検討し、必要なものは予算要求すること。

4. その他

- ・「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に伴い、事業の拡充など新たな重要課題については、課を超えて連絡を密にし、十分に検討し何が予算計上できるか検討の上判断すること。
- ・議会及び監査委員からの指摘、要望事項、並びに町民からの要望等については特に留意し緊急性、必要性を十分検討すること。
- ・国と県の動向に十分留意し、情報収集に努め、迅速かつ的確な対応を図ること。